

幼児教育・保育無償化に係るQ&A（令和8年9月更新）

番号	質問	答え
1	0～2歳児クラスは無償化の対象にならないのですか	非課税世帯は無償化の対象になります。令和2年9月から令和3年8月までは令和2年度の市民税が非課税である必要があります。以後、1年ごとに市民税の年度が切り替わります。
2	満3歳になったら（3歳の誕生日を迎えたら）保育料は無償となるのですか	保育所はクラス年齢のため、次の4月からが無償化対象となります。幼稚園は満3歳で入園する場合は、次の4月より前に無償化の対象となります（プレスクールは対象外）。ただし、満3歳でも無償化になるのは幼稚園の教育時間の保育料のみで、預かり保育や他の認可外施設等の利用料は市民税非課税世帯でなければ次の4月からが無償化の対象年齢となります。
3	子どもが通っている施設は無償化の対象施設でしょうか	認可保育所・小規模保育・指定保育所・認定こども園・幼稚園は対象です。認可外保育施設については施設から市への申請が必要となり、手続きが済み、無償化の対象と確認された施設は順次ホームページに掲載していきます。
4	「認可保育所・小規模保育・指定保育所・新制度幼稚園・認定こども園」無償化開始前に支払っていた保育料がすべて無料になるのですか ※新制度幼稚園 宝塚市内では宝塚厚生幼稚園・生成幼稚園・すみれ幼稚園が対象。近隣では西宮市のくすみ幼稚園など	2号・3号認定の児童については、無償化開始前に支払っていた保育料の中には副食費（おかず代）が含まれていますが、副食費は家庭でもかかる費用なので無償化の対象外となります。よって、いま支払っている金額がそのままゼロになるわけではありません。無償化開始後は通っている保育所へ直接副食費を支払っていただくことになります。（0～2歳児についてはこれまでと変わりありません。）延長保育料も無償化の対象外となります。
5	無償化開始前まで給食費を支払っていたはずですが、新たに副食費（おかず代）がかかるのですか	いままではお米やパンなどの主食代をいただいていた。2号・3号認定の児童については、副食費（おかず代）は保育料の金額に含まれてお支払いいただいていたので、新たに負担が増えるわけではありません。副食費には、おかず代以外におやつや牛乳、お茶代が含まれます。
6	いまの保育料が0円なのに副食費（おかず代）がかかることになるのですか	生活保護世帯、非課税世帯や、上に兄・姉がいる第3子などで元々保育料が0円の方は副食費も免除されます。具体的に次に該当する場合は副食費が免除となります。 ○保育所・認定こども園の2号認定の児童 生活保護世帯、市民税非課税世帯、市町村民税所得割合計額（税額控除適用前、以下、同じ）が57,700円未満（特例世帯は77,101円未満）の世帯、第3子以降（子どもの数え方は保育料の数え方と同じ）。 ○幼稚園・認定こども園の1号認定の児童 生活保護世帯、市民税非課税世帯、市民税所得割合計額が77,101円未満の世帯、第3子以降（子どもの数え方は保育料の数え方と同じ）。
7	副食費（おかず代）はいくらになるのですか	公立保育所の副食費の金額は月額4,500円となります。主食費1,000円と合わせて毎月の給食費は5,500円となります。私立保育施設の場合は各園が決定します。
8	保育所に通っている子が3人いて、3人目の子は保育料が0円です。上の子2人が無償化になると3人目は第1子として扱われることになるのですか	上の子が無償化されても数え方は変わりません。ご質問の場合ですと引き続き第3子として扱われます。ただし、上の子が1人卒園すると第2子として扱われます（保育料表の世帯と同じ考え方です）。
9	「新制度未移行幼稚園」いま支払っている保育料がすべて無料になるのですか ※新制度未移行幼稚園 宝塚市内では宝塚厚生幼稚園・生成幼稚園・すみれ幼稚園・私立認定こども園3園・西谷認定こども園を除く幼稚園	保育料と入園料が対象となります。ただし、いま支払っている保育料の中には、給食費や遠足代、バス代などが含まれている場合がありますが、それらは無償化の対象外となります。混在している保育料は今後、無償化の対象と対象外の区分けがされ、施設から示される予定です。 対象の保育料と入園料を月額に換算した額の合計が25,700円（令和8年10月～28,000円）を上限に無償化されます。上限を超える分は自己負担となります。

10	子どもが認可外保育施設に通っていますが無償化になるのですか	いま通っている施設が対象になるには施設から市への申請が必要です。手続きが済み、無償化の対象と確認された施設は順次ホームページに掲載していきます。 児童・保護者については就労など保育の必要性がある方だけが無償化の対象となります。保育の必要性のない方は無償化の対象となりません。就労証明書などで保育の必要性を市が認定することで対象になります。手続きについては、市ホームページより電子申請が必要です。就労証明書等の市所定の様式は施設、市ホームページ、市役所保育事業課にあります。 無償化の対象となるには利用前に認定を受けなければなりませんので注意してください。
11	子どもが企業主導型保育事業所に通っていますが、無償化になるのですか	保護者が就労など保育の必要性がある3～5歳児、保護者が就労など保育の必要性があり住民税非課税世帯の0～2歳児が無償化の対象となります。 ただし、地域枠で入所している場合は市で2・3号の保育認定を受ける必要があります。 詳細は施設にご確認ください。
12	認可保育所と一時預かりや認可外保育施設等を併用して利用している場合は両方とも無償化となるのですか	認可保育所分だけが無償化の対象になります。 小規模保育事業所・認定こども園（2・3号）・指定保育所・企業主導型保育事業と一時預かりや認可外保育施設を併用している場合も上記と同じ考え方となります。
13	認可保育所に通っていますが他の施設も無償で使えるのですか	認可保育所・小規模保育・認定こども園の保育部門・指定保育所ともに他の施設の利用料は無償化対象外です。
14	新制度未移行幼稚園に入所中で親が働いていれば預かり保育や他施設の一時預かりも対象になるのですか。	保育認定を受けた場合のみが対象です。例えば、就労なら月64時間以上の就労が必要です。それ以下なら保育認定の対象外です。また、市で保育認定の手続きをしていただく必要があります。 在籍している幼稚園で十分な預かり保育が提供されていない場合（※）のみ、認可外保育施設や保育所の一時預かりを合算できます。 対象となるのは月額11,300円（令和8年10月～月額12,300円）までが上限となります。
15	幼稚園に通っていて、保育が必要な認定も受けていますが、他の認可外保育施設等を利用した場合は無償化の対象となりますか。	在籍している幼稚園が十分な預かり保育（年間200日以上、教育時間を含めて平日8時間以上）を提供している場合は他の認可外保育施設等の利用は無償化の対象となりません。 他の認可外保育施設等が対象となる市内幼稚園については市ホームページ内の「無償化対象の施設一覧」をご確認ください（年度により変更となる場合があります）。
16	施設としては平日8時間以上、年間200日以上預かり保育を実施していますが、満3歳児のクラスのみ預かり保育を実施していない場合、当該クラスの園児は、認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となりますか。	幼稚園の利用者が認可外、保育施設等の利用も無償化の対象となる要件については、施設としての預かり保育の実施状況により判断されます。そのため、特定の学年のみ預かり保育を実施していなかったとしても、当該施設において十分な預かり保育の提供を行っている場合は、当該園を利用する全員が認可外保育施設等の利用料は無償化されません。
17	幼稚園利用者が認可外保育施設等の利用も無償化の対象となる要件について、例えば特定の曜日のみ、教育時間を含めて6時間の預かり保育しか行っていない場合の取り扱いはどうなりますか。	特定の曜日において、定期的に教育時間を含めた預かり保育事業の時間が8時間を下回る場合は、その他の曜日における預かり保育の時間が8時間を超える場合であっても、他の認可外保育施設等の利用料は無償化の対象となります。
18	幼稚園利用者が認可外保育施設等の利用も無償化の対象となる要件について、例えば、夏休みなど長期休業中は8時間未満の預かり保育しか提供していない場合の取り扱いはどうなりますか。	幼稚園利用者が認可外保育施設等の利用も無償化の対象となる要件のうち、「平日8時間以上」は、教育課程に係る教育を実施している平日を想定しています。 したがって、教育課程に係る教育を実施している平日に8時間以上の預かり保育を行っている場合で、長期休業中のみ8時間を下回る場合は、要件に該当せず、認可外保育施設等の利用料は無償化の対象となりません。
19	預かり保育は早朝などの時間でも無償化の対象となりますか。	利用時間帯ではなく、月額の上限で支給限度を決めていますので、早朝などの時間帯の利用であっても、月額の上限額の範囲内であれば無償化の対象となります。

20	新制度未移行幼稚園に入所中で、預かり保育も合算する場合、保育料と預かり保育の分を合わせた金額が無償化対象の上限額となりますか。	保育料は25,700円（令和8年10月～28,000円）、預かり等は11,300円（令和8年10月～12,300円）それぞれ別に考えます。
21	子育て援助活動事業（ファミリー・サポート・センター事業）はどのような内容であれば無償化の対象となりますか。	保育所や認定こども園や小規模保育を利用できない方に対する代替的な措置としていいますので、原則「預かり」が対象となります。「預かり」と併せて利用する「送迎」については、「預かり」と一体的に行われることから無償化の対象となります。ただし、「送迎」のみの利用は対象外となります。
22	利用料が前払い制の施設・事業を利用する場合、令和元年9月に支払った同年10月分の保育料は無償化の対象となりますか。	無償化の開始前に支払った場合でも10月分の利用料である領収証（市様式）及び特定子ども子育て支援提供証明書が発行されている場合は無償化の対象となります。
23	幼稚園の預かり保育で、預かり時間により料金が変化する場合の無償化対象額はどのように計算されますか。	預かり保育の無償化の対象は利用日数×450円※1です（月の上限は11,300円※2。満3歳児の非課税世帯は16,300円※3。）。1日ごとの上限を450円※1と定めているわけではありません。 例えば同じ月に2日使ったとして、1日目が300円、2日目が500円だったとき、その月の上限は2日×450円＝900円となり、支払った800円は全額が無償化の対象となります。 さらに、幼稚園が十分な預かり保育を提供していない施設であれば、月の上限11,300円－800円＝10,500円を認可外保育施設等の利用に充てることができます。 ※1 令和8年10月～490円 ※2 令和8年10月～12,300円 ※3 令和8年10月～17,700円
24	幼稚園の預かり保育で、予定していた預かり保育を利用せずキャンセル料を支払った。キャンセル料は無償化の対象となりますか。	無償化の対象となります。 ただし、キャンセル料の中に実費分（おやつ代・文房具代など）を含む場合、実費分は無償化対象外となります。